

維持管理に関する計画書

1. 飛散、流出（第1号）

埋立作業は下流から行い、廃棄物が飛散・流出しないようにブルドーザ等により十分締め固める。また廃棄物をそのまま放置することなく、1日分の埋立てが終わり次第即日覆土を施す。場合によっては、散水車にて散水する。

埋立方法はサンドイッチ方式とし、廃棄物の一層の厚さは3.0m以下とする。そして厚さ50cm程度の間覆土を行う。埋立完了後は、厚さ50cm以上の最終覆土を行う。

2. 悪臭（第2号）

埋立物が不燃物、焼却残さであることから悪臭はほとんど発生しないと考えられるが、即日覆土を実施することにより、万一の悪臭も処分場外に発散させない。

3. 火災（第3号）

前記の埋立物の種類からガスの発生はほとんどなく、火災の発生もほとんどないと考えられるが、非常時としてる過原水槽、処理水槽、散水ポンプ用水槽の水を防火用水として使用する。また、覆土を鎮火用土砂として常時確保しておく。

4. 衛生害虫等（第4号）

衛生害虫等により最終処分場の周辺の生活環境に支障をきたさないようにするため、即日・中間覆土を実施する。

5. 囲い（第5号）

破損した囲いは補修・復旧する。

6. 立札（第6号）

立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしない。また、立札その他の設備が汚損・破損した場合は補修・復旧するとともに、表示事項に変更が生じた場合は書き換える。

7. 擁壁等（第7号）

流出防止土堰堤の法面等については、定期的にパトロールをする。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

8. しゃ水工（第8号）

地上に現れているしゃ水工部分について、定期的にパトロールをする。なお、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。

9. 地下水検査（第9号）

地下水汚染の有無をみるため、またしゃ水効果機能を点検するため、地下水のモニタリング設備を設ける。その設備としては、湧水排水の最終マンホールにより採水できるようにする。地下水に異常が認められ、その原因が最終処分場に起因することが判明した場合は、必要な措置をとる。

地下水検査の頻度は年に1回とするが、連続的な水質変化を把握するため、PH、電気伝導度等は常時モニタリングを行う。

また、さらにモニタリング井戸を2ヶ所設置し、必要に応じて水質検査を実施する。

10. 浸出水処理設備（第10号）

浸出水処理設備の機能を定期的に点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等があれば補修、改良、補充等を行う。また、放流水を定期的に検査し、放流水の水質が排水基準を越えていれば、直ちに放流を中止しその原因を究明する。

水質検査の頻度は、総理府令別表第1の上欄に掲げる有害物質については年2回、同別表第2の上欄に掲げる項目については月1回とする。

11. 開渠（第11号）

開渠その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態にしておく。

12. 発生ガス（第12号）

前述したようにガスの発生はほとんどないと考えられるが、埋立地に設置のガス抜き管を埋立地の進行状況にあわせて適宜設置していき、発生したガスを大気に拡散させる。

13. 開口部の閉鎖（第13号）

埋立地の開口部からの廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災及び雨水の浸透を防止する等のため、埋立地の開口部を最終覆土で転圧締め固めて50cm以上の厚さとなるようにして閉鎖する。

14. 記録（第14号）

擁壁等の点検、放流水の検査、しゃ水工の改修等を行った場合は、その結果を記録し5年間保存する。また、埋立てた廃棄物の種類、埋立位置等を記載した埋立記録図書を作成し保管する。

15. 最終処分場の閉鎖（第15号）

第13号に規定する埋立地の開口部の閉鎖を行った後、最終処分場を廃棄物の飛散・流出、浸出水による水質汚染及び火災について将来にわたって措置を講ずる必要がない状態にしたことを確認した場合は、最終処分場を閉鎖する。